

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更 (同) 二
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二
- 公有水面埋立てのしゅん功認可 (水産業基盤整備課) 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 三
- 指定構造計算適合性判定機関の指定 (建築安全推進室) 三
- 土地改良事業の施行の同意 (仙台地方振興事務所) 三
- 土地改良区役員の就任の届出 (北部地方振興事務所) 四
- 土地改良区の定款変更の認可 (同) 四
- 仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会の開催 (都市計画課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定 (教育庁教職員課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (病院局) 五

## 告 示

○ 宮城県告示第九百六十二号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

平成二十年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称     | 所 在 地           | 認 定 年 月 日 | 認 定 の 有 効 期 限 |
|---------|-----------------|-----------|---------------|
| 大泉記念病院  | 白石市福岡字一本松五・一    | 平成二十年九月一日 | 平成二十三年八月三十一日  |
| 東北労災病院  | 仙台市青葉区台原四・三・二十一 | 平成二十年九月九日 | 平成二十三年九月八日    |
| 仙台厚生病院  | 仙台市青葉区広瀬町四・十五   | 平成二十年九月九日 | 平成二十三年九月八日    |
| 泉整形外科病院 | 仙台市泉区上谷刈字丸山六    | 平成二十年九月九日 | 平成二十三年九月八日    |

○ 宮城県告示第九百六十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十年九月十八日次の者を指定した。

平成二十年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名   | 診 療 科 目 | 所 属 医 療 機 関 の 名 称 | 所 属 医 療 機 関 の 所 在 地 |
|-------|---------|-------------------|---------------------|
| 佐藤 景  | 神経内科    | 佐藤神経内科医院          | 石巻市大手町一・八           |
| 松尾 英史 | 内 科     | 公立黒川病院            | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十      |

○ 宮城県告示第九百六十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名   | 診 療 科 目 | 所 属 医 療 機 関 の 名 称 | 所 属 医 療 機 関 の 所 在 地 |
|-------|---------|-------------------|---------------------|
| 北條 昌芳 | 眼 科     | 気仙沼市立病院           | 気仙沼市田中百八十四          |

|       |     |        |              |
|-------|-----|--------|--------------|
| 豊田 統夫 | 外 科 | 公立加美病院 | 加美郡色麻町四電字杉成九 |
|-------|-----|--------|--------------|

○宮城県告示第九百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

平成二十年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏名    | 所属医療機関の名称                  |            | 所属医療機関の所在地           |
|-------|----------------------------|------------|----------------------|
|       | 新                          | 旧          |                      |
| 深見 健一 | 医療法人深見クリニック<br>深見内科循環器内科医院 | 深見内科循環器科医院 | 黒川郡大和町吉岡字上道下<br>四十・一 |

○宮城県告示第九百六十六号

県営新田地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十月七日から平成二十年十一月五日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び栗原市若柳総合支所

○宮城県告示第九百六十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十年九月三十日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

特定第三種気仙沼漁港区域内

気仙沼市大浦十三番地一、十三番地七及び二七二番地地先公有水面並びに三二四番地及び三二

五番地に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線、及び㉔の地点と㉑の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 気仙沼市大浦地内に設置した基点（北緯三八度五四分三・八二秒、東経一四一度三二分二七・二六秒）から 一六六度四〇分四〇秒 五二・八七メートルの地点

②の地点 ①の地点から 三三〇度五七分三〇秒 三・八五メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三三〇度四三分一五秒 四・七〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三三〇度三一分一七秒 四・五〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 三三〇度二八分四〇秒 一四・二四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 三三五度一五分一九秒 六・六八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 三四三度三四分三三秒 五・一一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 三五〇度四七分四九秒 五・一一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 三五八度四三分〇六秒 六・四八メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 八度〇七分五三秒 六・四八メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 一四度四一分二〇秒 二・四八メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 九〇度〇五分二五秒 二・〇一メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 一八四度三七分三四秒 二・九四メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 一八四度三七分三四秒 五・八八メートルの地点

- ⑮の地点 ⑭の地点から 八五度三分二秒 ○・七四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 一七一度四分〇八秒 六・二三メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から 一七一度四分〇八秒 二・〇七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から 二五六度三五分三四秒 ○・七五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から 一六三度一七分四九秒 四・〇七メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から 一五三度一三分二六秒 三・〇七メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から 一五一度四〇分一九秒 五・九五メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から 一五〇度一三分〇〇秒 一四・二四メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から 一五〇度三分一七秒 四・五〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から 一五〇度三分一七秒 四・七〇メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から 一五〇度三分一七秒 四・二九メートルの地点

3 面積

二四六・八三平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成十七年三月九日 宮城県（漁整）指令第九七号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

気仙沼市

○宮城県告示第九百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
 第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|              |                     |                  |                   |                       |
|--------------|---------------------|------------------|-------------------|-----------------------|
| 区域の名称        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の所在地           | 建築物の構造の規制に必要となる事項 | 縦覧場所                  |
| 刈米北の沢        | 土石流                 | 気仙沼市字蔵底（次の図のとおり） | 次の図のとおり           | 宮城県土木部防災課及び宮城気仙沼土木事務所 |
| 刈米北の沢        | 土石流                 | 気仙沼市字蔵底（次の図のとおり） |                   |                       |
| 幸町一丁目急傾斜地の崩壊 |                     | 気仙沼市幸町一丁目次の図のとおり |                   |                       |

|     |         |                     |
|-----|---------|---------------------|
| 常楽  | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市字常楽（次の図のとおり）    |
| 只越  | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市唐桑町只越次の図のとおり    |
| 高石浜 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市唐桑町高石浜（次の図のとおり） |
| 大峠山 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市字東八幡前次の図のとおり    |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社

神奈川県横浜市中区山下町一番地

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目八番

三 指定年月日

平成二十年九月二十九日

四 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十年十月十日

○宮城県告示第九百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、岩沼市が行う土地改良事業（丸沼地区）の施行に平成二十年九月二十九日同意した。

なお、この同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十月七日

宮城県仙台地方振興事務所

○宮城県告示第九百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員 の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十年十月七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

所長 齋 藤 俊 夫

就任した者

|             |         |                  |     |
|-------------|---------|------------------|-----|
| 就任年月日       | 氏 名     | 住 所              | 役職名 |
| 平成二十年九月二十五日 | 今 村 勝 治 | 大崎市古川榆木字街道南五十二番地 | 理 事 |

○宮城県告示第九百七十二号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十年九月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十月七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

## 公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

|                      |                                |
|----------------------|--------------------------------|
| 日 時                  | 場 所                            |
| 平成二十年十月二十四日（金）午後七時から | 仙台市若林区荒井字掘添六十五番地の五<br>七郷市民センター |

二 一件名

仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、仙台市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十年十月十七日（金）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき及び意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは、公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは、当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

五 仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）の概要

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において市街化区域編入を予定する地区のうち、次の地区について、市街化区域に編入するものである。

| 市 町 名 | 地 区 名 | 面 積 (ha) |
|-------|-------|----------|
| 仙台市   | 荒井東   | 三十四・〇    |

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四）又は仙台市都市計画課（電話〇二二・二二四・八二九四）に行うこと。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年十月七日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る調達案件及び数量 宮城県教育研修センターコンピュータシステム貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁教職員課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年九月二十二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
- 五 落札金額 一億九千九百九十九万三千七百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年八月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十年十月七日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 指令情報総合管理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年九月三十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
- 五 落札金額 九億四千三百七十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年八月十九日

### 病 院 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十年十月七日

- 宮城県病院事業管理者 木 村 時 久
- 一 入札に付する事項
- 1 購入物品及び数量 リニアック 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 納入期限 平成二十一年三月二十七日
- 4 納入場所 宮城県立がんセンター（名取市愛島塩手字野田山四十七・一）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- 3 2以外の者で開札時までに、競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 当該物品又は類似品を相当数納入した実績を有すること。
- 5 当該物品に係る応札仕様書及び完成予想図等を作成すること。
- 6 当該物品に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 7 入札に参加を希望する者は、4、5及び6に掲げる事項を証する書類を平成二十年十月三十一日までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 8 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二一一・三三三三）へ平成二十年十月十六日までに提出すること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 2 入札書の提出期限 平成二十年十一月十七日 午後五時十五分（郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）ただし、入札書を持参する場合は、3の開札の日時までとする。
- 3 開札の日時及び場所 平成二十年十一月十八日 午前十一時 宮城県行政庁舎十二階 病院局会議室
- 四 入札に参加することができない者
- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると病院事業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Linear Accelerator System (one set)
- 2 Deadline for Delivery : March 27, 2009
- 3 Place of Delivery : Miyagi Cancer Center
- 4 Deadline for Bid : November 18, 2008, 5:15 p.m.
- 5 Contact Person : Toshiyuki Hamano, Budget Management Section, Prefectural Hospital Division, Hospital Administration Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-2683